

第49号議案

東京都台東区立社会教育センター及び社会教育館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年6月2日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、小島社会教育館の位置を改めるため提出します。

東京都台東区立社会教育センター及び社会教育館条例の一部を改正する条例

東京都台東区立社会教育センター及び社会教育館条例（平成2年12月台東区条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表1（2）東京都台東区立社会教育館の部同小島社会教育館の項中「小島一丁目5番2号」を「小島一丁目5番5号」に改める。

付 則

この条例は、台東区教育委員会規則で定める日から施行する。